別表（第４条、第５条関係）

１　地域コミュニティ活動拠点の基盤強化に資する整備

補助対象施設	集会所等
補助対象事業	①建物の増築・大規模改修（屋根・外壁・床等）・取り壊し ②外構の修繕・整備（駐車場、側溝、フェンス等） ③バリアフリー化改修 ④設備改修・整備（上下水道、電気、給排水、給湯、空調等） ⑤空き家・既存建物の利活用にかかる改修・整備（コミュニティ施設として活用するための改修） ⑥その他（市長が特に必要と認めたもの）
補助対象外経費	①用地取得費、用地造成費、土地登記及び建物登記関係経費 ②消耗品費、備品費、下水道受益者負担金、補償に要する経費、維持管理に要する経費、宗教等に関する設備費等
補助金の限度額	１施設あたり 500 万円（事業費 100 万円以上）

２　地域の防災機能の強化に資する整備

補助対象事業	①防災備蓄倉庫の設置、既存の施設を防災備蓄倉庫として使用するための整備 ②資機材の購入（単価 10 万円（税込）以上。合計額 50 万円（税込）以内） ③その他（市長が特に必要と認めたもの）
補助対象外経費	①用地取得費、用地造成費、土地登記関係及び建物登記関係経費 ②消耗品費、補償に要する経費、維持管理に要する経費等
補助金の限度額	１町会あたり 300 万円（事業費 30 万円以上）

３　伝統文化の継承、歴史的・文化的資産の保全・活用に資する整備

補助対象事業	①地域が誇る伝統文化（祭り、郷土芸能等）の継承に必要な備品（山車・にわか等）の購入・修繕 ②祭礼用具を保管する倉庫・設備の補修・修繕 ③その他（市長が特に必要と認めたもの）
補助対象外経費	①消耗品費、補償に要する経費、維持管理に要する経費等 ②直接神事に関係するもの
補助金の限度額	１町会あたり 250 万円（事業費 30 万円以上）